

放射性物質に関する調査と総点検結果について

1 経緯と点検結果

気象庁では、本年4月3日に本庁庁舎地下1階資料庫でウラン・トリウム化合物及びセシウム137線源が発見されたことから、5月12日に、気象庁本庁に放射性物質管理調査委員会を設置し、全国の全ての気象官署を対象に放射性物質に関する総点検を実施しました。

その結果、別紙のとおり、気象庁本庁、気象研究所及び米子測候所から管理されていない放射性物質が新たに計4件発見されましたが、調査の結果、いずれの物質も環境や人体への影響はありませんでした。

2 放射性物質の入手時期、使用目的

4月当初及び今回の総点検中に発見された放射性物質の入手時期および使用目的等を特定するため、関係する現・元職員に対する聞き取り調査を行うとともに、過去の関係資料を探索しました。

その結果、気象庁本庁から発見された物質については、入手経路、使用目的等を確実に特定する情報は得られませんでした。過去の関係資料等から放射能測定のための標準線源として使用されたものと推定されます。

また、総点検中の6月に気象研究所で発見された物質は、昭和55年に購入した蛍光X線分析装置に付随した標準試薬セットの一部であり、当該装置本体は平成4年に廃棄処分しましたが、試薬は引き出しにしまいこんだまま適正に管理されずに現在に至ったものです。

同じく6月に米子測候所で発見された物質は、昭和30年から平成18年3月まで実施してきた「降水放射能観測」のための標準線源であり、複数存在していたものを業務終了時の処分の際に見逃していたものです。

3 放射性物質の措置状況

発見したこれらの物質について既に文部科学省に連絡を行っており、適切に処理又は保管しております。

今回の総点検の結果、管理されていない放射性物質の確認は終了しました。今後、こうした事態が再発することのないよう、各部署の管理担当者が常に管理原簿と物品状況の対応を把握し、その結果を定期的に所属長に報告することを励行します。気象庁本庁は逐次その状況を把握することで、気象庁全体として放射性物質の管理徹底を進めてまいります。